

静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

静岡県教育委員会教育長 池上 重弘

静岡県教育委員会規則第7号

静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

静岡県立高等学校学則（昭和28年静岡県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(願書の提出)</p> <p>第14条 入学志願者は、保護者（親権者又は<u>後見人</u>をいう。<u>志願者が成年に達している場合又は特別の理由がある場合は、保護者を保証人（成年に達し、独立の生計を営む者）に読み替えるものとする。以下同じ。</u>）と連署した別記様式第1号による入学願書を、所定の期間内に校長に提出しなければならない。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>第4章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第53条 (略)</p> | <p>(願書の提出)</p> <p>第14条 入学志願者は、保護者（親権者又は<u>未成年後見人</u>をいう。<u>入学しようとしている者が成年に達している場合又は特別の理由がある場合は、保護者を保証人（成年に達し、独立の生計を営む者）に読み替えるものとする。第21条において同じ。</u>）と連署した別記様式第1号による入学願書を、所定の期間内に校長に提出しなければならない。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>第4章 雑則</p> <p><u>(成人に達している者に対する本規則の適用)</u></p> <p>第52条の2 <u>本規則に定める手続き(第14条に規定する願書の提出及び第21条に規定する編入学を除く。)のうち、保護者の連署が必要とされるものについて、成人に達している者が行う場合においては、特別の事情がある場合を除き、連署は要しないものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第53条 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。